

回 答

(ふくやま芸術文化ホールピアノ庫加湿除湿設備に係る賃貸借契約)

2022年(令和4年)6月28日

福山市長 枝 広 直 幹
(経済環境局文化観光振興部文化振興課)

6月24日付でお問い合わせのありました、ふくやま芸術文化ホールピアノ庫加湿除湿設備に係る賃貸借契約に係る質問に対する回答につきましては、次のとおりです。

質問	回答
過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はございますか。	該当する事案はありません。
契約解除となった場合、残金は清算される、という認識で宜しいでしょうか。	賃貸借契約書(案)の第17条第2項において、「賃貸借を一部中止した場合において、必要があると認められるときは、賃借料を変更し、又は賃貸人が賃貸借の続行に備え賃貸借の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」としております。
契約期間中に建物を取り壊すことになった場合、残金は清算される、という認識で宜しいでしょうか。	賃貸借契約書(案)の第17条第2項において、「賃貸借を一部中止した場合において、必要があると認められるときは、賃借料を変更し、又は賃貸人が賃貸借の続行に備え賃貸借の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」としております。
修理などで一時的に機器が使えない場合において、受注者が代替機を提供する義務はないという認識で宜しいでしょうか。	発注者及びふくやま芸術文化ホールと協議し、ホール運営に適した対応をしていただきたいと考えております。
動産総合保険の保険金額について： 保険金額は物件納入価格をもとに経過期間に応じて逡減する、という条件で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
動産総合保険対象外(重過失、地震、噴火、津波などの)の場合、修理・交換費用は貴市のご負担となる、という認識でよろしいでしょうか。	当該事案発生の場合に別途協議するものと考えます。

<p>契約においてリース会社が受託し、又は請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、当該業務については、リース受託者が資格を有する第三者に発注し、第三者が使用を遵守し業務にあたり、その完成物をリース受託者が取得し賃貸する事で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 設置作業にあたっては、リース受託者は発注者及びふくやま芸術文化ホール、その他関連工事関係者と十分連携してください。</p>
<p>施行する建物は、新耐震基準を満たしているという認識で宜しいでしょうか。 また、建替の予定はございますか。</p>	<p>ふくやま芸術文化ホールは、新耐震基準を満たしています。 また、現時点で建替の予定はありません。</p>
<p>新型コロナウイルスの影響等で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能でしょうか。</p>	<p>賃貸借契約書(案)の規定に基づいて、対応させていただきます。</p>